

○福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理規則

〔平成27年8月26日
規則第5号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理条例（平成27年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(廃棄物搬入申出等)

第3条 運搬者は、条例第3条第1号に規定する廃棄物を中間処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ管理者に対し電話又はインターネットの利用により申し出なければならない。

2 関係市における規則等により搬入事業者として登録を受けた運搬者は、前項の規定による申出に際し、その登録番号を申告しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定による申出を受けたときは、当該申出を行った者に対し当該申出を受けたことを証する予約番号（以下「予約番号」という。）を通知する。

4 運搬者は、当該廃棄物を中間処理施設に運搬する際に、管理者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による手続を行わなければならない。

(1) 電話による申出を行ったとき 予約番号を申告する方法

(2) インターネットの利用による申出を行ったとき 予約番号を申告する方法又は予約番号を印字した用紙を提出する方法

5 第1項の規定にかかわらず、運搬者は、同項に規定する方法による申出を行うことが困難であると管理者が認めるときは、当該廃棄物を中間処理施設に運搬する際に、廃棄物搬入申出書（様式第1号）を管理者に提出することにより申出を行うことができる。

6 第7条の規定による申請書を提出した場合その他管理者が特に認めるときは、前項の申出書の提出を省略することができる。

(搬入承認の取消し)

第4条 前条第3項の予約番号の通知を受けた者が条例、規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者は、当該予約番号を取り消すことができる。

(廃棄物の受入基準)

第5条 条例第7条に規定する廃棄物の受入基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(1) 次に掲げるものを運搬しないこと。

- ① 有害性があるもの
- ② 危険性があるもの
- ③ 引火性があるもの

- ④ 著しく悪臭を発するもの
 - ⑤ 液状のもの
 - ⑥ 特別管理一般廃棄物
 - ⑦ その他中間処理施設の管理運営に支障を来すおそれのあるもの
- (2) 管理者が別に定める量を超える廃棄物を運搬しないこと。ただし、特に管理者が認めるときは、この限りでない。
- (3) 管理者が別に定める廃棄物は、あらかじめ破碎、切断等の措置を講じること。ただし、特に管理者が認めるときは、この限りでない。
- (4) 運搬者等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じること。
- (5) 中間処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、中間処理施設における廃棄物の受入れに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(受入拒否)

第6条 条例第8条第4号の管理者が受け入れることが適当でないと認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 関係市が中間処理施設への運搬を停止しているとき。
- (2) その他中間処理施設の適正な管理運営のため管理者が別に定めるとき。

(廃棄物処理手数料の減免等)

第7条 条例第11条の規定により、廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者が特別の事情があると認めるときは、申請書の提出を省略することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 第3条に規定する廃棄物搬入申出等の手続その他これに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成30年10月1日規則第4号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

廃棄物搬入申出書

年　月　日

(あて先)

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者

福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理規則第3条第5項の規定により、一般廃棄物の処理について、下記のとおり申し出ます。

ごみ等の排出者 （申出人）	住 所	市 区	丁目	番 号	
	氏 名 (法人名)				
	発生区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商店 <input type="checkbox"/> 資源回収業 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的に業種を記入してください。			
発生場所 ごみ等の 場所	発生場所	市 区	丁目	番 号	
	土地又は建 物の占有者 名(法人名)	電話 ()			
主な廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 事業系		廃棄物処理手数料支払 (該当者のみ記入)	<input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> 後納 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 申出人 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 紙・段ボール類 <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類				
	<input type="checkbox"/> 食品・厨芥類 <input type="checkbox"/> 繊維くず類				
	<input type="checkbox"/> 木製家具 <input type="checkbox"/> 竹・草・枯れ木				
	<input type="checkbox"/> その他 () ※詳しく具体的に品名を記入してください。				
車 運 搬 車 種 両	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> ライトバン・ワゴン車		車両番号 —		
	<input type="checkbox"/> パッカー <input type="checkbox"/> 軽自動車				
	<input type="checkbox"/> 乗用車 <input type="checkbox"/> その他 ()				
運 搬 者	住 所	市 区	丁目	番 号	受 付 印
	氏 名 (法人名)				
		排出量	kg	廃棄物処理 手数料	円

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

福岡都市圏南部環境事業組合
管理者 様

申請者 氏名
住所 印
(法人にあっては主たる事務所の
所在地・名称・代表者の氏名)
電話番号 ()

廃棄物処理手数料減額・免除承認申請書

福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理条例第11条の規定に基づき、廃棄物処理
手数料の 減額 を受けたいので、下記のとおり申請します。
免除

記

廃棄物の種類：

発生場所：

種別： 1. 減額 () 割 2. 免除

期間： 自 年 月 日 至 年 月 日

排出量： kg

申請理由：

関 係 市 確 認	上記に係る廃棄物処理手数料の 減額・免除 を承認します。				公印
	年 月 日				
確認者	(市名)	課	係 (氏名)		
発行枚数		枚	発行番号	～	